

## 酒田市基金条例の一部改正について

### 1 改正の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金を廃止するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的な影響を受けた中小事業者が金融機関から受けた融資に係る利子補給及び信用保証料補給を継続的に行うべく、その財源として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるために設置した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金の取扱いについては、内閣府地方創生推進室からの通知（令和2年6月24日付）により、令和7年度末まで廃止することを要件としているため、当該基金を廃止するものです。

### 3 施行日

令和8年4月1日から施行します。

## 酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

職員の通勤手当支給対象を追加するなど、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

山形県人事委員会勧告に基づき、通勤のために駐車場の料金を負担することを常例とする職員等を通勤手当の支給対象とし、当該職員に5,000円を超えない範囲内で通勤手当を支給することとする規定を加える。

### 3 施行期日

公布の日から9か月以内の日で規則で定める日。

令和 8 年 2 月 1 6 日  
教育委員会スポーツ振興課作成

## 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

### 1 改正の理由

酒田市修道館の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 体育施設の廃止

施設名	所在地
酒田市修道館	酒田市観音寺字町後 15 番地

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 2 月 1 6 日  
市民部まちづくり推進課作成

## 酒田市空家等の適正管理に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法を基本施策とするとともに、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、管理不全空家等の発生防止及び空家等の活用の促進を図り、もって安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、新たに条例を制定するもの。

### 2 条例の主な内容

空家等対策の推進に関する特別措置法に沿った対策を講じるとともに、市及び市民等の責務、自治会の役割、管理不全空家等及び特定空家等の認定、命令に従わない場合の氏名等の公表、緊急安全措置、関係機関との連携について新たに規定するもの。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

令和8年2月16日  
市民部まちづくり推進課作成

## 酒田市空地の適正管理に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨

空地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空地が管理不全な状態になることの防止及び空地の活用の促進を図り、もって安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、酒田市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正するもの。

### 2 主な改正内容

空地も同様に「酒田市空き家等の適正管理に関する条例」に沿った対策を講じるため、平成24年に制定した「酒田市空き家等の適正管理に関する条例」を空地に特化する内容とし、市及び市民等の責務、自治会の役割、緊急安全措置、関係機関との連携について新たに規定するもの。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

令和8年2月16日  
市民部市民課作成

## 酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の理由

電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する条項を変更するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

次に掲げる条例の規定中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

- (1) 酒田市印鑑条例（平成17年条例第25号）第17条第2項
- (2) 酒田市手数料条例（平成17年条例第74号）第6条第2項

### 3 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行します。

令和 8 年 2 月 1 6 日  
健康福祉部保育こども園課作成

## 酒田市保育所設置条例の一部改正について

### 1 改正の理由

みなと保育園、松陵保育園の統合に伴い、条例の改正をするものです。

### 2 改正の内容

第 2 条（名称及び位置）の松陵保育園の名称及び位置を削ります。

### 3 施行年月日

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 2 月 1 6 日  
健康福祉部保育こども園課作成

## 酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について

### 1 制定の理由

子ども・子育て支援法の改正により、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運営に関する基準を、市の条例で定めるように規定されたため、制定するものです。

### 2 制定の内容

市が制定する基準は、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」が定める内容とします。

### 3 施行年月日

令和8年4月1日

令和 8 年 2 月 1 6 日

健康福祉部高齢者支援課作成

## 酒田市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度の介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等に関する規定を追加するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の背景

令和 7 年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を 5 5 万円から 6 5 万円に 1 0 万円引き上げる見直し（以下「令和 7 年度見直し」という。）が行われたが、介護保険の第 1 号被保険者の保険料（以下「第 1 号保険料」という。）においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ。

国においては、令和 7 年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第 9 期介護保険事業計画（令和 6 ～ 8 年度）の第 1 号保険料収入が減少する可能性があることから、保険者の責めに帰さない第 1 号保険料収入不足を可能な限り防ぐことを目的に介護保険法施行令の改正が行われたもの。

### 3 改正内容

第 1 号保険料の判定の際に、令和 7 年度見直しの影響により標準段階が変わりうる第 1 号被保険者について、令和 8 年度に限り、令和 7 年度見直し前と同様の判定となるよう新たに附則を設けるもの。

#### (1) 令和 8 年度の介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

給与等の収入金額が 5 5 万円以上 1 9 0 万円未満である第 1 号被保険者の合計所得金額について、給与所得控除の引上げ額を加算した額を用いるもの。

#### (2) 令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例

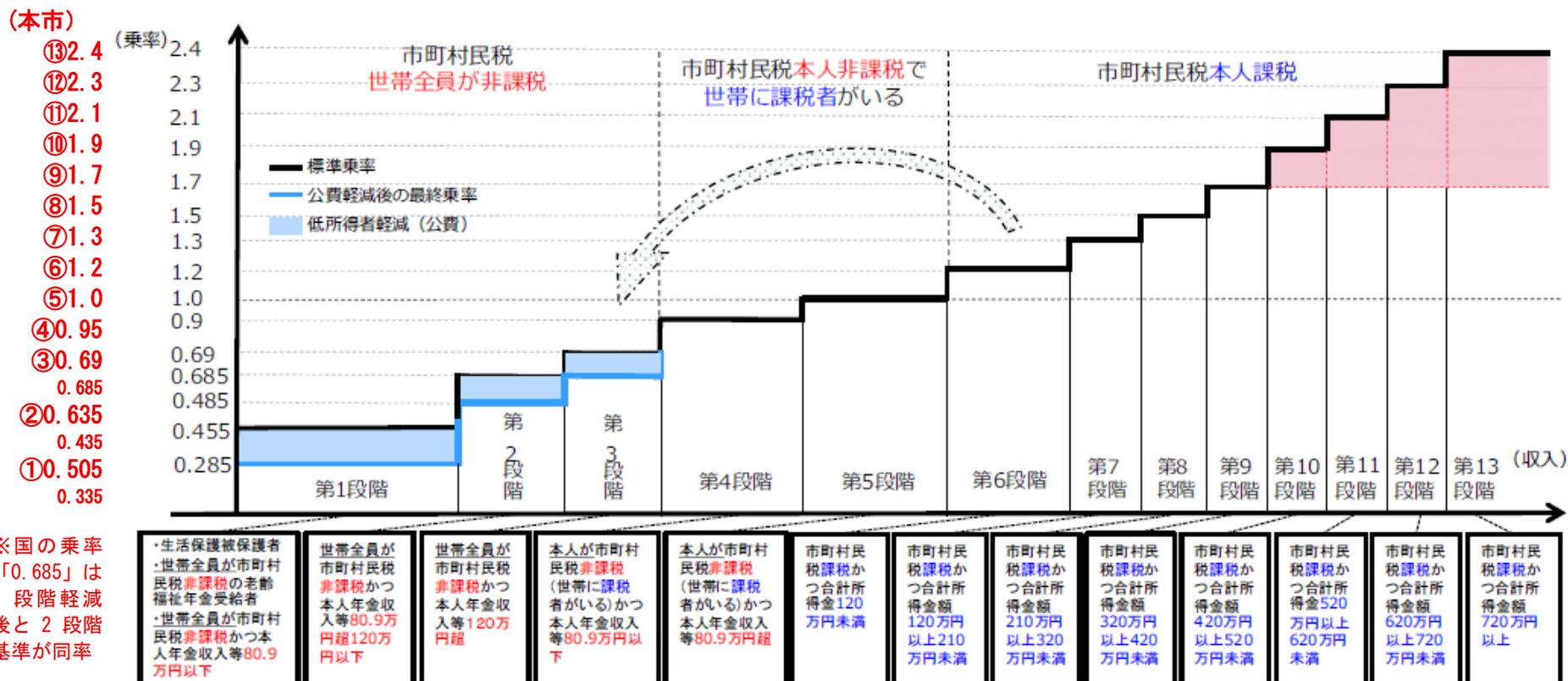
市町村民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和 7 年度見直し前の給与所得控除の算定方法を用いた判定とするもの。

### 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について

- 令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引き上げ（10万円：55万円→65万円）に伴い、介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、保険料段階が下がる者が生じる等の影響が出る。
  - 3年単位の計画期間（現在は令和6～8年度）中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から（※）、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みとしたい（合計所得金額等が変わらなければ令和7年度と同額の保険料となる）。
- （※）厳密な推計は困難だが、粗い推計では、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があり、また、保険者によって影響額は異なる。



(出典：社会保障審議会介護保険部会(第125回)資料)

令和 8 年 2 月 1 6 日  
健康福祉部国保年金課作成

## 酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正の理由

保険給付費等に見合う財源を確保するため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の各割額を改正するものです。

### 2 改正の内容

税率等について、別紙のとおり改正するものです。

### 3 国民健康保険運営協議会での審議経過

令和 7 年 8 月 7 日開催

諮問：酒田市国民健康保険税率の改正方針について

- 1 令和 10 年度に標準税率に到達させる（3 年かけて収支均衡させる）。
- 2 全体の収支均衡達成年度や基金残高に影響しないよう、新たに創設される子ども・子育て支援金については、創設当初から標準税率とする。
- 3 基金残高は令和 11 年度までは適正額を維持する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

答申：妥当と判断する。

### 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## (1) 税率等の改正

## 改正前

		標準	減額する額			
			7割	5割	2割	
基礎課税額分	所得割額	6.0%	—	—	—	
	被保険者均等割額	19,700円	13,790円	9,850円	3,940円	
	世帯別 平等割額	下記以外世帯	15,000円	10,500円	7,500円	3,000円
		特定世帯	7,500円	5,250円	3,750円	1,500円
		特定継続世帯	11,250円	7,875円	5,625円	2,250円
後期高齢者支援金 等課税額分	所得割額	2.6%	—	—	—	
	被保険者均等割額	8,800円	6,160円	4,400円	1,760円	
	世帯別 平等割額	下記以外世帯	6,700円	4,690円	3,350円	1,340円
		特定世帯	3,350円	2,345円	1,675円	670円
		特定継続世帯	5,025円	3,518円	2,513円	1,005円
介護納付金課税額 分	所得割額	2.3%	—	—	—	
	被保険者均等割額	10,600円	7,420円	5,300円	2,120円	
	世帯別平等割額	5,700円	3,990円	2,850円	1,140円	

## 改正後

		標準	減額する額			
			7割	5割	2割	
基礎課税額分	所得割額	6.1%	—	—	—	
	被保険者均等割額	23,500円	16,450円	11,750円	4,700円	
	世帯別 平等割額	下記以外世帯	16,500円	11,550円	8,250円	3,300円
		特定世帯	8,250円	5,775円	4,125円	1,650円
		特定継続世帯	12,375円	8,663円	6,188円	2,475円
後期高齢者支援金 等課税額分	所得割額	2.7%	—	—	—	
	被保険者均等割額	10,600円	7,420円	5,300円	2,120円	
	世帯別 平等割額	下記以外世帯	7,500円	5,250円	3,750円	1,500円
		特定世帯	3,750円	2,625円	1,875円	750円
		特定継続世帯	5,625円	3,938円	2,813円	1,125円
介護納付金課税額 分	所得割額	2.3%	—	—	—	
	被保険者均等割額	11,100円	7,770円	5,550円	2,220円	
	世帯別平等割額	5,700円	3,990円	2,850円	1,140円	

特定世帯：国民健康保険（国保）加入者が1人だけの世帯で、特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度の適用により国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方）がいる世帯（5年間）

特定継続世帯：特定世帯としての期間を満了した世帯で、国保加入者が1人だけの世帯（3年間）

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額

改正前

	標準	減額する額		
		7割	5割	2割
基礎課税額分	9,850円	2,955円	4,925円	7,880円
後期高齢者支援金等課税額分	4,400円	1,320円	2,200円	3,520円

改正後

	標準	減額する額		
		7割	5割	2割
基礎課税額分	11,750円	3,525円	5,875円	9,400円
後期高齢者支援金等課税額分	5,300円	1,590円	2,650円	4,240円

減額措置

【対象者】世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）及びその世帯の国保加入者の前年の総所得金額等の合計が下表の基準に該当する世帯

【軽減内容】均等割額・平等割額が軽減されます。

減額対象となる所得の基準	減額割合	未就学児の減額割合※3
基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下	7割	8.5割
基礎控除額(43万円)+30.5万円×国保加入者数※2 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割	7.5割
基礎控除額(43万円)+56万円×国保加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割	6割

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方。

※2 同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した方を含みます（国保加入者+旧国保加入者）。

※3 未就学児の保険税の均等割額に関する減額割合。

国税（医療分+支援金等分+介護分+子ども子育て支援分）ポイント計算例

区分/ケース	A 給与1名	B 給与1名 無職1名	C 65歳以上の年金 1名 無職1名	D 給与1名 無職1名	E 給与1名 無職1名	F その他所得2名	G 給与1名 無職1名	H 給与2名 未就学1名	I 給与2名	J 給与1名 その他所得1名 無職(中高生)2名
世帯構成等	被保険者数 1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	3人	2人	4人
給与収入	1,080,000	1,080,000		1,630,000	1,770,000		2,400,000	3,700,000	4,300,000	9,200,000
その他所得			1,750,000			1,330,000				2,600,000
所得金額	430,000	430,000	650,000	980,000	1,120,000	1,330,000	1,600,000	2,190,000	2,670,000	9,850,000
課税標準所得金額	0	0	220,000	550,000	690,000	470,000	1,170,000	1,330,000	1,810,000	8,990,000
所得割	6.0%	0	13,200	33,000	41,400	28,200	70,200	79,800	108,600	539,400
資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	19,700円	19,700	39,400	39,400	39,400	39,400	39,400	59,100	39,400	78,800
平等割	15,000円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
割額合計	34,700	54,400	67,600	87,400	95,800	82,600	124,600	153,900	163,000	633,200
7割減判定所得金額	430,000	430,000								
5割減判定所得金額			1,050,000	1,050,000						
2割減判定所得金額					1,570,000	1,570,000		2,240,000		
軽減適用(A)	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減		2割減		
(A)の軽減額	24,290	38,080	27,200	27,200	10,880	10,880		14,820		
未就学児分の均等割軽減適用(B)								5割減		
(B)の軽減額								7,880		
医療分①	10,400	16,300	40,400	60,200	84,900	71,700	124,600	131,200	163,000	633,200
所得割	2.6%	0	5,720	14,300	17,940	12,220	30,420	34,580	47,060	233,740
資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	8,800円	8,800	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	26,400	17,600	35,200
平等割	6,700円	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
割額合計	15,500	24,300	30,020	38,600	42,240	36,520	54,720	67,680	71,360	275,640
軽減適用(A)	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減		2割減		
(A)の軽減額	10,850	17,010	12,150	12,150	4,860	4,860		6,620		
未就学児分の均等割軽減適用(B)								5割減		
(B)の軽減額								3,520		
支援金等分②	4,600	7,200	17,800	26,400	37,300	31,600	54,700	57,500	71,300	260,000
所得割	2.3%	0	0	12,650	15,870	10,810	26,910	30,590	41,630	206,770
資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	10,600円	10,600	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200
平等割	5,700円	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
割額合計	16,300	26,900	0	39,550	42,770	37,710	53,810	57,490	68,530	233,670
軽減適用(A)	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減		2割減		
(A)の軽減額	11,410	18,830	13,450	13,450	5,380	5,380		5,380		
未就学児分の均等割軽減適用(B)								5割減		
(B)の軽減額								9,400		
介護分③	4,800	8,000	0	26,100	37,300	32,300	53,800	52,100	68,500	170,000
計(①+②+③)	19,800	31,500	58,200	112,700	159,500	135,600	233,100	240,800	302,800	1,063,200
所得割	6.1%	0	13,420	33,550	42,090	28,670	71,370	81,130	110,410	548,390
資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	23,500円	23,500	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	70,500	47,000	94,000
平等割	16,500円	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
割額合計	40,000	63,500	76,920	97,050	105,590	92,170	134,870	168,130	173,910	658,890
7割減判定所得金額	430,000	430,000								
5割減判定所得金額			1,050,000	1,050,000						
2割減判定所得金額					1,570,000	1,570,000		2,240,000		
軽減適用(A)	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減		2割減		
(A)の軽減額	28,000	44,450	31,750	31,750	12,700	12,700		17,400		
未就学児分の均等割軽減適用(B)								5割減		
(B)の軽減額								9,400		
医療分⑤	12,000	19,000	45,100	65,300	92,800	79,400	134,800	141,300	173,900	658,800
所得割	2.7%	0	5,940	14,850	18,630	12,690	31,590	35,910	48,870	242,730
資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	10,600円	10,600	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	31,800	21,200	42,400
平等割	7,500円	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
割額合計	18,100	28,700	34,640	43,550	47,330	41,390	60,290	75,210	77,570	292,630
7割減判定所得金額	430,000	430,000								
5割減判定所得金額			1,050,000	1,050,000						
2割減判定所得金額					1,570,000	1,570,000		2,240,000		
軽減適用(A)	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減		2割減		
(A)の軽減額	12,670	20,090	14,350	14,350	5,740	5,740		7,860		
未就学児分の均等割軽減適用(B)								5割減		
(B)の軽減額								4,240		
支援金等分⑥	5,400	8,600	20,200	29,200	41,500	35,600	60,200	63,100	77,500	260,000
所得割	2.3%	0	0	12,650	15,870	10,810	26,910	30,590	41,630	206,770
資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	11,100円	11,100	22,200	22,200	22,200	22,200	22,200	22,200	22,200	22,200
平等割	5,700円	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
割額合計	16,800	27,900	0	40,550	43,770	38,710	54,810	58,490	69,530	234,670
7割減判定所得金額	430,000	430,000								
5割減判定所得金額			1,050,000	1,050,000						
2割減判定所得金額					1,570,000	1,570,000		2,240,000		
軽減適用(A)	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減		2割減		
(A)の軽減額	11,760	19,530	13,950	13,950	5,580	5,580		5,580		
未就学児分の均等割軽減適用(B)								5割減		
(B)の軽減額								4,240		
介護分⑦	5,000	8,300	0	26,600	38,100	33,100	54,800	52,900	69,500	170,000
所得割	0.3%	0	660	1,650	2,070	1,410	3,510	3,990	5,430	26,970
資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
均等割	1,300円	1,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	3,900	2,600	5,200
18歳以上の均等割	100円	100	200	200	200	200	200	200	200	200
平等割	900円	900	900	900	900	900	900	900	900	900
割額合計	2,300	3,700	4,360	5,350	5,770	5,110	7,210	8,990	9,130	33,270
7割減判定所得金額	430,000	430,000								
5割減判定所得金額			1,050,000	1,050,000						
2割減判定所得金額					1,570,000	1,570,000		2,240,000		
軽減適用(A)	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減		2割減		
(A)の軽減額	1,610	2,590	1,850	1,850	740	740		1,000		
未就学児分の均等割軽減適用(B)								5割減		
(B)の軽減額								520		
18歳未満分の均等割軽減適用(C)								18歳未満均等割		18歳未満均等割
(C)の軽減額								520		2,600
子ども分⑧	600	1,100	2,500	3,500	5,000	4,300	7,200	6,900	9,100	30,000
計(⑤+⑥+⑦+⑧)	23,000	37,000	67,800	124,600	177,400	152,400	257,000	264,200	330,000	1,118,800
医療分(⑤-①)	1,600	2,700	4,700	5,100	7,900	7,700	10,200	10,100	10,900	25,600
支援金等分(⑥-②)	800	1,400	2,400	2,800	4,200	4,000	5,500	5,600	6,200	0
介護分(⑦-③)	200	300	0	500	800	800	1,000	800	1,000	0
子ども分(⑧-⑧) R8から	600	1,100	2,500	3,500	5,000	4,300	7,200	6,900	9,100	30,000
計	3,200	5,500	9,600	11,900	17,900	16,800	23,900	23,400	27,200	55,600
税額増減率	16.2%	17.5%	16.5%	10.6%	11.2%	12.4%	10.3%	9.7%	9.0%	5.2%

※ R8軽減基準

- 7割軽減 基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)の額以下の世帯
- 5割軽減 基礎控除額43万円+31万円×(国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)の額以下の世帯
- 2割軽減 7割減、5割減以外の世帯で、基礎控除額43万円+57万円×(国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)の額以下の世帯

R8賦課限度額 110万円(医療67万、支援26万、介護17万)+子ども子育て支援3万

令和8年2月16日  
酒田看護専門学校作成

## 酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の理由

市内の医療機関に就職する可能性の高い学生を確保するため、入学金を減額する者の住所要件を市内から庄内地域に拡大することについて、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

これまで入学金は、酒田市内に住所を有する者が5万円とし、「酒田市内」に限定していました。これを庄内地域の「酒田市、鶴岡市、三川町、庄内町及び遊佐町に住所を有する者」に住所要件を拡大することで、さらに庄内地域出身の学生の確保を図るものです。

なお、庄内地域出身以外の学生については、従来どおり「その他の者が10万円」で変更はありません。

### 3 施行日

令和8年4月1日

令和8年2月16日  
地域創生部交流観光課作成

## 酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

湯の台温泉鳥海山荘及び八森温泉ゆりんこの入浴料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

湯の台温泉鳥海山荘及び八森温泉ゆりんこ入浴料の改定

	改正後	改正前
大人	620円	520円
小学生	310円	260円

### 3 施行期日

令和8年10月1日

令和8年2月16日  
地域創生部交流観光課作成

## 酒田市悠々の杜温泉施設設置管理条例の一部改正について

### 1 概要

悠々の杜温泉施設の入浴料の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 内容

悠々の杜温泉施設入浴料の改定

	改正後	改正前
大人	620円	520円
小学生	310円	260円

### 3 施行期日

令和8年10月1日

## 酒田市農業者健康管理センター設置管理条例の廃止について

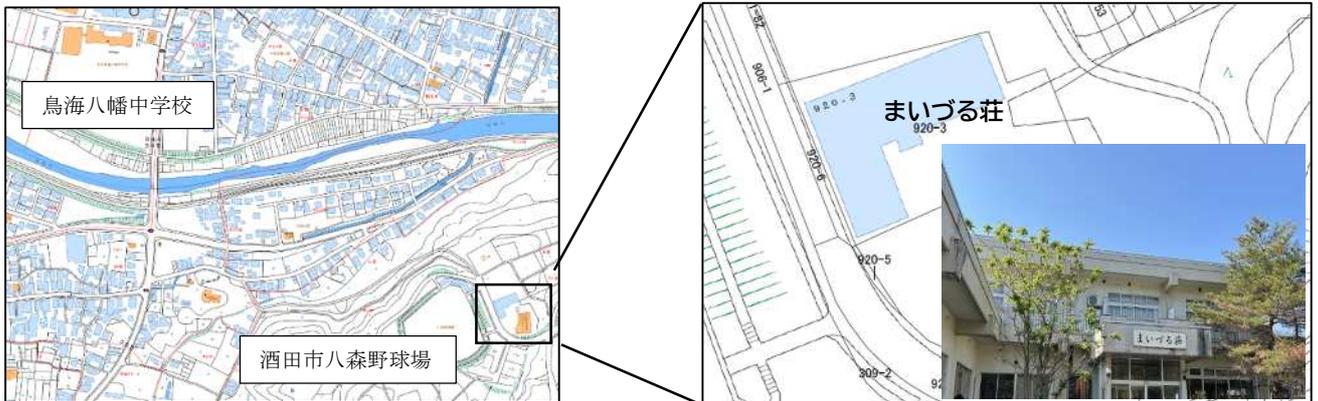
### 1 提案の理由

酒田市農業者健康管理センター（まいづる荘）の用途を廃止するため、条例を廃止するもの。

2 施行年月日 令和8年4月1日

### 3 施設の概要

- ① 施設名称 まいづる荘（農業者健康管理センター）
- ② 所在地 酒田市市条字八森920番地の3
- ③ 構造・床面積 鉄筋コンクリート造2階建て・770.91㎡
- ④ 建築年月日 昭和57年3月20日



### 4 条例廃止後の方向性

用途廃止後は、活用希望のある事業者への売却等に向けて検討。  
なお、当該施設は令和2年度より休館中となっている。

### 5 今後のスケジュール

令和8年4月1日 財産引継ぎ（行政財産→普通財産）  
4月以降 売却等に向けて検討

## 酒田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

## 1 改正の理由

酒田市公共下水道事業の計画変更及び下水道の広域化事業による処理区の廃止に伴い、酒田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

## 2 改正の内容

(1) 公共下水道事業の計画変更に伴い、計画処理人口及び1日計画最大汚水量を改正

## 別表第1（第3条関係）の改正

名称		計画処理人口	1日計画最大汚水量
八幡処理区	改正前	3,550人	1,469立方メートル
	改正後	3,100人	1,292立方メートル
松山処理区	改正前	3,140人	1,381立方メートル
	改正後	2,730人	1,190立方メートル
庄内処理区	改正前	17,780人	7,018立方メートル
	改正後	16,130人	6,676立方メートル

(2) 下水道の広域化事業により、飛鳥砂越処理区を酒田市公共下水道（酒田処理区）へ統合するため、農業集落排水処理施設から削除

## 別表第2（第3条関係）から次を削除

名称	処理区域	計画処理人口	1日計画最大汚水量
飛鳥砂越地区農業集落排水処理施設	酒田市飛鳥及び砂越の一部	2,720人	898立方メートル

## 3 施行期日

令和8年4月1日より施行